

# 後期高齢者医療制度 および

## 国民健康保険加入者 の皆さんへ

☎健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

### 後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者証などの更新について

【有効期限 7月31日（金）】

現在、交付している『後期高齢者医療被保険者証』および『国民健康保険被保険者証』、『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証』（※）の有効期限は7月31日（金）です。新しい被保険者証などを7月中に簡易書留郵便で送付します。

なお、古い被保険者証などは8月1日以降使用することができませんので、各自で処分してください（返却は不要です）。

※医療機関などの窓口での自己負担割合（2割、3割）を示す、被保険者証と一体化した証です。70歳の誕生日の翌月1日（誕生日が1日の人はその日）より使用することができます。75歳の誕生日に後期高齢者医療制度へ移行するまでの間、交付されます。

年度途中に70歳になる人については、随時お送りします。

### 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療費が高額となった場合、これらの認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う負担額が法定の自己負担限度額までとなります。

※認定証の交付を受けずに医療費を支払った場合、自己負担限度額を超えた額は、後日、高額療養費により支給されます。

#### 現在認定証をお持ちの人

現在交付されている令和元年度の認定証の有効期限は7月31日（金）です。

#### ①後期高齢者医療制度に加入している人

8月以降の認定区分が『区分Ⅰ』（注1）または『区分Ⅱ』（注2）、『現役並みⅠ』（注3）、『現役並みⅡ』（注4）となった人には、7月中に新しい認定証を送付します。自動更新となりますので、更新手続きは必要ありません。

⇒認定区分『区分Ⅱ』の認定証をお持ちの人で、その認定証の交付期間中の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合は、申請することで食事代がさらに減額されます。申請の際は、病院の領収書など入院日数のわかる書類を持参してください。

※同一世帯内に住民税の申告などをしていない人（未申告の人）がいる場合、負担区分の判定ができないため、自動更新となりません。該当者には山口県後期高齢者医療広域連合より『勧奨通知』が送付されます。通知が届いた人で認定証が必要な場合は健康保険課までお越しくください。

（注1）区分Ⅰ 世帯全員が令和2年度住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる世帯に属する人または老齢福祉年金受給者

（注2）区分Ⅱ 世帯全員が令和2年度住民税非課税の世帯で、区分Ⅰ以外の人

(注3) 現役並みⅠ 自己負担割合が3割かつ令和2年度住民税の課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者および同一世帯の被保険者

(注4) 現役並みⅡ 自己負担割合が3割かつ令和2年度住民税の課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者および同一世帯の被保険者

## ②国民健康保険に加入している人

住民税非課税世帯の人または70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上の人で自己負担割合が3割かつ住民税の課税所得が145万円以上690万円未満の人で、令和2年度もこれらの認定証が必要な人は申請が必要です。期限内に必ず更新の手続きをしてください。

現在、適用区分が『オ』または『区分Ⅱ』の認定証(青色)をお持ちの人で、その認定証の交付期間中の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合、申請することで食事代がさらに減額される場合があります。申請の際は、病院の領収書など入院日数のわかる書類を持参してください。

### 更新手続き

◇期間 8月3日(月)～8月31日(月)(土日、祝日を除く)

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分

#### ◇必要なもの

令和2年度の国民健康保険被保険者証、現在交付されている令和元年度の限度額適用、標準負担額減額認定証または限度額適用認定証、個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび本人確認書類(運転免許証など)、印鑑

※個人番号通知カードについては、氏名、住所など記載事項に変更がない、または正しく変更手続きをとっているものは有効です。

### 新規に認定証の交付を希望される人

認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、必要な人は手続きをしてください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

※同一世帯内に住民税の申告などをしていない人(未申告の人)がいる場合は、負担区分の判定ができません。健康保険課にご相談ください。

### 申請手続き

#### ■対象となる人

##### ◇限度額適用認定証

- ・70歳未満の国民健康保険加入者
- ・70歳以上で、自己負担割合が3割かつ住民税の課税所得が145万円以上690万円未満の国民健康保険加入者または後期高齢者医療保険加入者

※同一世帯の被保険者の課税状況も考慮し、判定します。

##### ◇限度額適用・標準負担額減額認定証

- ・同一世帯の国民健康保険加入者および世帯主の全員が住民税非課税である国民健康保険加入者
- ・同一世帯の全員が住民税非課税である後期高齢者医療保険加入者

※入院時の食事代も減額されます。

#### ■必要なもの

国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび本人確認書類(運転免許証など)、印鑑

※個人番号通知カードについては、氏名、住所など記載事項に変更がない、または正しく変更手続きをとっているものは有効です。

被用者保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など)や国民健康保険組合に加入している人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。